

深 市 社 福  
令和4年6月9日

各社会福祉法人代表者 様

深川市長 山下 貴史  
(社会福祉課福祉庶務係)

社会福祉法人現況報告書等の提出について

標記について、各社会福祉法人におかれましては、社会福祉法第59条、同法施行規則第9条及び同法55条の2の規定に基づき、社会福祉法人現況報告書等の提出及び社会福祉充実計画の承認に係る申請（令和3年(2021年)度決算において新たに社会福祉充実残額が生じた場合のみ。）を行っていただくことになっております。

つきましては、別添事項にご留意の上、原則、令和4年6月30日（木）までにご提出ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により書類の作成・届出作業に支障が生じ提出期限までに提出が難しい場合は、担当課まで連絡をお願いいたします。

○担当課  
〒074-8650  
深川市2条17番17号  
深川市役所  
社会福祉課福祉庶務係  
電話 26-2144

## 社会福祉法人現況報告書等提出に当たっての留意事項

- 1 提出必要様式等  
別添「社会福祉法人現況報告書等提出書類チェック表」のとおり。
- 2 提出期限  
令和4年6月30日（木）  
※ 社会福祉法第59条及び同法第55条の2の規定に基づき提出していただきます。
- 3 提出方法  
提出書類によって、下記のとおり提出方法が異なります。
  - (1) 別添チェック表1、2（別紙）、6（監査実施概要及び監査結果の説明書）、12、16  
書面若しくはメール  
※社会福祉充実計画承認申請書類につきましては、押印された原本が必要になりますので、書面による提出をお願いいたします。
  - (2) 別添チェック表2（別紙除く）、3～6、7～11、13～15  
財務諸表等電子開示システム  
※システムによる提出が難しい場合は、書面若しくはメールによる方法で届け出てください。
- 4 提出部数（書面による提出の場合）  
各1部
- 5 提出先等
  - (1) 郵送の場合 深川市2条17番17号 深川市役所社会福祉課福祉庶務係あて
  - (2) メール送付の場合 メールアドレス：shakaifu@city.fukagawa.lg.jp
- 6 留意事項
  - (1) 現況報告書別紙（別添チェック表2別紙）については、法定の届出書類ではありませんが、法人指導監査の効率的・重点的な実施のために活用することを目的として、道が追加で確認を行うものです。  
お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。
  - (2) 財務諸表等電子開示システム上での届出の際には、理事会及び評議員会の承認（報告）済みである計算書類と入力内容が一致しているかよく確認した上で御提出ください。
  - (3) 令和3年度（2021年度）決算において社会福祉充実残額が生じなかった場合は、別添チェック表16の申請は不要です。
  - (4) 承認申請書様式等につきましては、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）」別紙様式例を御参照ください。
  - (5) 社会福祉充実計画の承認申請につきましては、現況報告書等の届出と同時に行わなければならないこととされていますので、御留意ください。  
なお、既に承認を受けた社会福祉充実計画について変更が必要な場合には、所轄庁に対して変更の承認申請または届出が必要となりますので、変更の必要性が判明した時点で、担当者あてにご相談ください。
  - (6) 現況報告書の10「前会計年度の会計監査の状況」及び14-(1)「会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況」について、記入を行う場合には、平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき、いずれの場合も報告書の提出が必要であり、当該通知上の報告書がない場合には、会計監査及び専門家の支援等には該当しないことに留意願います。
  - (7) 現況報告書等の提出・届出は、社会福祉法上、6月末までとされていますが、コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉法人が作成しなければならない書類の作成、届出作業に支障が生じている場合については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その6）（令和4年2月10日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、事務連絡）」に基づき、柔軟に対応しますので、提出が遅れる場合には、事前に所轄庁にご連絡をお願いいたします。